

生徒心得

“いいかげんなことをしない生徒”たれ

本校生徒は、生徒相互の協力、また、教師と生徒の協和により知識と人格の向上に励み、よき社会人となるよう努力しなければならない。また、学校の内外を問わず常に鹿児島工業高校生徒として誇りを持ち、品位ある態度と行動をとらねばならない。

◎校内生活

- 1 始業時間は次のとおりである。
月曜日は、全校朝礼 8時35分から（8時30分集合完了）
火～金曜は、SHR 8時35分から
※始業10分前までには登校する。
- 2 欠席・遅刻・早退・忌引・欠課等の連絡は保護者が速やかに担任に届け出る。遅刻をして授業中に登校した場合は、普通科職員室で「遅刻届」を発行してもらい教室へ入室する。
- 3 無断外出をしてはならない。
- 4 次の事由によって授業を欠席する場合は、公欠と認める。
(1) 学校を代表して、公式の試合または会合に出る場合。
(2) 就職試験や上級学校入学試験を受ける場合。
(3) その他学校長の命ずる場合。
- 5 公欠を願い出る者は、部顧問、学級担任、担当教師の承認を得て教頭に願い出る。
- 6 考査中は、監督教師の指示を厳守し、絶対に不正行為をしてはならない。
なお、筆記用具以外は所定の場所に置き、机の中は空にしておく。スマホ等は電源を切り、カバンの中に確実に入れる。
- 7 生徒が掲示公告をする場合は、生徒指導部の許可を受ける。
- 8 紛失並びに拾得物は学校週番の職員に届け出る。
- 9 学校生活に不必要な物や危険な物は携帯してはならない。
- 10 休日に登校する生徒は制服又は部活動で指定された服装を着用する。また、校舎や備品等は許可を受けて使用する。
- 11 食堂・自動販売機を利用する場合は、別に定める「利用規程」を厳守する。

◎校外生活

- 1 外出にあたっては、必ず身分証を携行する。
- 2 外出の際は、日没までに帰宅する。夜間外出・深夜徘徊はしてはならない。
- 3 保護者同伴を除いて、親戚宅以外に外出してはならない。
- 4 校外活動(興行物・キャンプ・登山・集会等)は、保護者の同意を得て、その目的・場所・費用及び人員などを、事前に「校外活動許可願」により担任並びに生徒指導部に届け出て、許可を受けなければならない。
- 5 映画は、学校の推薦認定するものを昼間に限って鑑賞する。

- 6 不健全な娯楽場、遊技場に出入りしてはならない。
- 7 カラオケボックスは「高校生入場許可」の店を利用し、19時には店を出る。
- 8 常に交通道徳を守り、安全に注意し、他に迷惑を及ぼさないように留意する。車両に関する校内規定は別に定める。
- 9 校外において事故にあうまたは起こした場合は、直ちに学校に連絡する。
- 10 自宅から通学不可能な生徒は、特別な事情のある場合を除き学寮に入寮する。
- 11 前項の規定に基づいて、下宿を希望する生徒は、担任を経て生徒指導部に申し出る。また、下宿先を変更する際も同様とする。(間借りやアパート等の独り住まいは、原則として認めない。)

◎服装・容儀規定

鹿児島工業高校生としての自覚を持ち、常に清潔で、高校生らしい品位ある服装容儀であることを目指して以下の規定を設ける。

1 制服…学校指定の制服とする。

[男子]

- (1) 学校指定のマーク入りとし、変形・加工しない。
- (2) 冬服は左襟に襟章をつける。
- (3) 夏服・中間服は学校指定のものとする。(アンダーシャツは白色の無地とする。ワンポイントは可。)
- (4) ベルトは必ず着用する。(黒・茶・紺色の幅2.5～3.5cmとする。)
- (5) 上着は学校指定のワイシャツの上に着ること。

[女子]

- (1) 学校指定のもので変形・加工しない。
- (2) 冬服は左襟に襟章をつける。
- (3) スカートの丈は自然な状態で膝の中央付近をめどとする。
- (4) 夏服は学校指定のものとする。
- (5) 中間服は冬の制服の上着を脱いだ状態とする。
- (6) スクールコートは本校指定のものとする。セーターを着用する場合は黒の単色Vネックとする。カーディガンは不可。上着の下からはみ出さないこと。

2 カバン

- (1) 学校指定(校章入り)とする。

3 補助バッグ

- (1) 学校指定(マーク入り)のものとする。
- (2) 部活動専用のバッグも補助バッグとして使用してもよい。
- (3) 授業、考査、始業式及び終業式が行われる日は、必ずカバンを使用し補助バッグだけで登校してはならない。ただし、体育・文化的行事及び校外研修等で学校から指示があった場合のみ補助バッグでの登校を認める。

4 靴

- (1) 紐付き又はマジックテープの白地運動靴又は紐付き黒色革靴及び合成革靴とする。
- (2) 運動靴の紐等は白色とする。

(3) 女子のみ黒色のローファー(かかとの高さが3 cm 以内)も認める。

5 靴 下

(1) 白, 黒, 紺の無地またはワンポイントとし, くるぶしが隠れるものとする。

ハイソックス, ルーズソックスは認めない。

(2) 女子のストッキングは冬季のみ着用し, 黒色とする。なお, 黒ストッキング着用時のみ黒靴下を認める。

6 防寒具(手袋・マフラー・ネックウォーマー)

(1) 防寒用に登下校のみ使用を認めるが, 校内では外すこと。

(2) 色は華美でなく, 極端に長くないものとする。

7 雨具は華美でないものとする。

8 色付きリップ・口紅・マニキュアは禁止する。

9 ネックレス・イヤリング・ピアス・カラーコンタクト・指輪等の装身具は禁止する。

10 正当な理由があって, 正規の服装容儀ができない場合は, 担任を経て生徒指導部の異装許可を得なければならない。

◎アルバイトに関する規定

アルバイトは, 長期休業中(夏季, 冬季, 春季)及び卒業考査終了後(3年生のみ)に限り, 生徒指導部で「アルバイト許可願」を審査し, 職員会議の上認める。なお仕事内容や時間等については, ここに定める「アルバイトに関する規定」を厳守する。

1 アルバイトは, 長期休業中(夏季, 冬季, 春季)に限る。ただし, 3年生は卒業考査後の平日が15時から18時までと土日の18時までも許可する。

2 長期休業中以外の新聞配達は, 事前に「アルバイト許可願」で申請する。それ以外は原則として禁止する。

3 生徒指導部の許可届係に申請手続きの説明を受けてから「アルバイト許可願」の手続きを行う。

4 期末考査にて1科目以上欠点(素点)がある場合は許可しない。

☆ 但し, 学期末の成績にて欠点を回避した場合は許可する。

5 次に当てはまるアルバイトは許可しない。

(1) 危険を伴う仕事

(2) 酒類の提供を伴う接客業

(3) 1日の労働時間が8時間を超える仕事

(4) 18時以降の仕事

(5) 自宅から通えない地域での仕事

(6) 派遣業者等による仕事内容が把握できない仕事

(7) その他, 高校生としてふさわしくないと判断した仕事

6 アルバイトの期間は, 夏休みは20日以内, 冬休み及び春休みは10日以内, 卒業考査終了後は自宅学習期間中とする。

7 許可はその都度申請して, 許可された期間のみ有効とする。

4 頭髪に関する規定

鹿児島工業高校生としての自覚を持ち、常に清潔に、高校生らしい品位ある髪型とする。
生徒は頭髪に関する以下の規定を厳守する。

“高校生らしい品位、清潔感のある髪型”

鹿児島工業高等学校生徒指導部

この新規定は、生徒の要望を受けて、数回に及ぶ統一LHR や代議員会で真剣に討論を重ね、時代背景を配慮した新規定として令和6年3月にまとめたものである。

生徒全員の意見を反映させたものなので、一人ひとりが自覚をもってしっかり守りましょう。

頭髪に関する新規定

[男子]

- 1 前髪の長さは眉を超えない長さとする。
- 2 もみ上げは、極端なものは避け、耳の中央部前後で剃る。
- 3 横髪は、耳にかからないようにし、ツーブロックに関しても同様とする。
- 4 襟あしは、襟にかからず、首のあたりできれいに清潔感があるようにそろえる。
- 5 着色・脱色・パーマ・不自然な髪型にしない。
- 6 眉は、清潔に整えることを認めるが、形や長さを極端に変えないものとする。
- 7 くし・手鏡（ポケットサイズ）以外の整髪用具（ヘアアイロン等）は持ち込まない。
- 8 整髪料の使用は、自然なままで整える程度とする。但し、頭髪服装指導の日は、整髪料やブロー等を使用せず、自然な状態でのぞむこととする。

[女子]

- 1 前髪の長さは眉を超えない長さとする。
- 2 後ろ髪の長さは、上着の襟下の線までとする。
- 3 髪を長くする場合は、結んでまとめることとする。
(ハーフアップ・お団子・ポニーテール等認めるが、不自然な髪型にしない。)
- 4 横髪は眉幅にないものとし、顎のラインを超えないものとする。眉にかかったり顎のラインを超えたりする場合は、必ずピンで留めること。
- 5 ゴム・ヘアピンの色は派手でないものとする。（黒・紺・茶）それ以外の装飾品は認めない。
- 6 髪は、自然なままの状態とし、パーマ・カール・着色・脱色・エクステ（付け毛）などはしない。
- 7 眉は、清潔に整えることを認めるが、形や長さを極端に変えないものとする。
- 8 くし・手鏡（ポケットサイズ）以外の整髪器具類（ヘアアイロン等）や化粧品は持ち込まない。
前髪の長さは、眉下にかからない程度とし、伸ばす場合はヘアピンで留めておく。

付記 ① この新規定は、年度当初生徒会で責任をもって徹底させる。

② 令和6年4月から実施する。

◎ 携帯電話及びスマートフォン(スマホ)に関する規定

1 規定を設けた経緯

- (1) 携帯電話及びスマホ所持は保護者や生徒の強い要望を踏まえ、「校内所持条件」「校外所持心得」を定めて保護者が申請する許可制として校内への持ち込みを認める。
- (2) 基本的には、携帯電話及びスマホの所持を推奨するものではなく、放課後、生徒と保護者が連絡に使用したいとの要望に答えるものである。

2 校内所持条件

- (1) 校内では、終日使用を禁止する。
- (2) 校内に入る前に電源を切り、鞆に入れ、絶対に持ち歩かない。

3 校外所持の心得

- (1) 公共交通機関等使用制限のあるところでは、絶対に使用しない。
- (2) 歩きながら、自転車に乗りながらの使用はしない。
- (3) 校外では周りに迷惑にならないような話し方に努め、マナーを守る。
- (4) 携帯電話及びスマホにまつわる事件事故が多発していることを自分のこととして考える。
- (5) フィルタリングサービスに必ず加入・契約し、解除・解約は絶対に行わない。
- (6) 夜 10 時以降は家庭で携帯電話及びスマホを使用しない「アフター 10 運動」を実践するよう努める。

4 違反した場合の指導措置

- 1 回目・・・放課後まで担任が保管し、指導後に本人に返却する。
- 2 回目・・・保護者来校の上、担任が保護者に返却する。
- 3 回目以降・・・学年主任や生活指導係も立ち会い、指導の後に保護者に返却する。

5 その他

- (1) 携帯電話及びスマートフォンを校内に持ち込む際は、「携帯電話及びスマートフォン所持許可願」(以後許可願)を必ず担任に提出する。
- (2) 「許可願」は、1 年更新とする。
- (3) 許可を取らずに無断で持ち込んだ場合には、担任又は生活指導係の指導後、確実に「許可願」を提出すること。
- (4) 違反した場合の指導措置は 4 月から 3 月までの 1 年間とする。
- (5) 電話番号の変更等、担任が確実に把握できるようにしておく。

◎自転車通学に関する規定

- 1 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可申請書を提出すること。また、車体検査に合格し、通学許可ステッカーを自転車後輪泥よけにわかりやすく貼付すること。
- 2 通学許可の条件
 - (1) 自転車防犯登録の登録ステッカーが自転車に貼付されていること。
 - (2) 自転車損害賠償保険に加入をすること。
 - (3) 車検・整備(ブレーキ・ライト・反射鏡・タイヤの摩耗など)がなされ、2箇所以上の錠を付けること。
 - (4) 雨天時用の雨ガッパが備えてあること。(ポンチョ形式やスクールコートでもよい。)色は指定しないが安全上明るいものが望ましい。(傘差し運転は厳禁)
 - (5) 本校で実施する自転車運転実技指導を受講すること。
- 3 許可する自転車及び電動アシスト自転車 (注)フル電動自転車は除く
 - (1) タイヤサイズが24~27インチのスポーツタイプかシティサイクルタイプ。
 - (2) ハンドルは一文字タイプかアップタイプ。
 - (3) 荷台、前かごのいずれか付いていること。
 - (4) ハブステップ(二人乗り用ステップ)は厳禁とする。
 - (5) カラーホイール(強化プラスチック製スポーク)は禁止する。
 - (6) スタンドについては両スタンドとし後輪に付いていること。(安全性を重視するため)
 - (7) 点灯装置が付いていること。
(自動点灯装置及び側面反射材付きの自転車が望ましい。)
- 4 安全運転のため、次の事項を守ること。
 - (1) 交通道徳・ルールの励行。
(自転車道の利用、車道は左側通行、一時停止等)
 - (2) 二人乗りをしない。
 - (3) 並進せず、必ず一列になり車間をあけて走行すること。
 - (4) 要所では必ず一旦停止し、左右の安全を確認すること。特に信号機のない交差点では安全を十分に確認し走行すること。
 - (5) 携帯電話やヘッドフォンを使用しながらの運転はしない。
 - (6) 雨天時は傘差し運転をせず、必ず雨ガッパを使用すること。
 - (7) 急坂のあるところでは、スピードを控え、安全に十分気を付けること。
 - (8) ヘルメットの着用を勧める。